

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

令和8年度 学術フォーラム
こどもまんなか社会ってなんだろう
2026.8.28 (金)
こども家庭庁 長官 藤原朋子

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん

一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。みなさんや子育てして
いる人たちの困っていることに向き合い、

いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまん
なか」社会へとつくり変えていくための司令塔、

それがこども家庭庁です。

「こども・若者の意見を聴くこと」を大切に

こどもまんなか
こども家庭庁

すべてのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる
「こどもまんなか社会」をつくっていくために、こども家庭庁は、

- こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利をたいせつにしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- **こどもや若者の皆さんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと**
- 大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などを大事にしています。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。こどもや若者のみなさんの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

出身省庁も様々、かつ、地方自治体や民間からの多様なバックグラウンドを持つ人材が共に働いています。



長官官房 全体の取りまとめ

- こどもや若者の視点に立った、こどもに関する取組全体の推進
- 都道府県や企業、NPO団体等との協力



成育局 すべてのこどもの育ちをサポート

- 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援【母子保健】
- 小学校に入学する前のこどもの育ちの支援【保育政策】
- こども・若者の居場所づくりや放課後児童クラブ【放課後・居場所】
- こどもの安全【性暴力防止・安全なインターネット利用・保育事故】



支援局 特に支援が必要なこどもをサポート

- こどもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援
- 里親家族や児童養護施設のこどもの生活の充実や大人になる社会に出ていくための支援
- こどもの貧困の解消に向けた支援やひとり親家族の支援
- 障害のあるこどもの支援
- いじめやこどもの自殺対策

こども基本法

目的 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

国は、施行後5年を目途として、基本理念に則ったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討。

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

第1 はじめに

「こどもまんなか社会」: 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会 ⇒ 全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤多様な価値観を大前提に、若い世代の視点に立って、結婚/子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路を打破する
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

こどもの貧困対策、障害児・医療的ケア児等への支援、児童虐待防止対策と社会的養護の推進、自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 等

2 ライフステージ別の重要事項

【乳幼児期】 妊娠時からの保健医療、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等

【学童期・思春期】 公教育の再生、居場所づくり、小児医療体制、こころのケアの充実、いじめ防止、不登校こども支援、体罰や不適切指導の防止、等

【青年期】 高等教育の充実、就学支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援、悩みを抱える若者支援 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育てや教育に関する経済的負担軽減、地域子育て支援、共働き・共育での推進、ひとり親家庭支援 等

第4 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映、こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制 等

こどもの居場所づくりに関する指針(概要)

令和5年12月22日 閣議決定

概要

こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。

背景

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「**こどもまんなか**」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所・居場所づくりとは

- 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。
- こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要**。

こどもの居場所づくり推進の視点



こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理

- ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
- ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
- ③「**みかく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
- ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

役割 責務等

こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

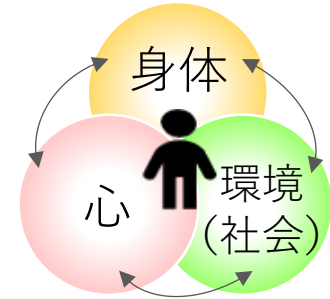
✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり

育ちの質を保障

✓乳幼児は生まれながらにして
権利の主体

✓生命や生活を保障すること

✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」＜安心＞

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など
身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に
合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応
援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構
築し、次代を支える循環を創出

✓誕生の準備期から支える

✓幼児期と学童期以降の接続

✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

✓支援・応援を受けることを当たり前に

✓全ての保護者・養育者とつながること

✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

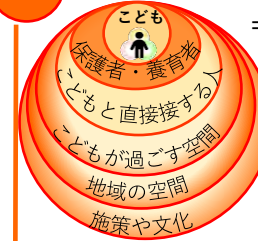
5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

✓こどもも含め環境や社会をつくる

✓地域における専門職連携やコーディネ
ーターの役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親
の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児～小1)
までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

こどもまんなか社会に向けた具体的な取組 (こども家庭庁発足から3年間の主な取組)

こども施策の司令塔として

- 政府のこども施策の基本的な方針等を定めた「**こども大綱**」の策定（令和5年12月閣議決定）
毎年の具体的な取組を「**こどもまんなか実行計画**」として策定（毎年6月頃を目途にこども政策推進会議決定）
- 少子化対策の観点からこども・子育て政策を抜本的に強化する **こども未来戦略** の策定（令和5年12月閣議決定）
→3.6兆円規模の「**加速化プラン**」の大宗を3年で実施

新たな政策課題への対応

- **こども・若者の意見聴取の取組**（こども若者★いけんぷらす）の推進
- 若い世代中心のWGで **ライフデザイン（将来設計）支援**を推進（令和6年夏に中間報告、令和7年春に最終報告）
- 「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」の策定（令和7年5月）
- 「**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン**（はじめの100か月の育ちビジョン）」
「**こどもの居場所づくりに関する指針**」の策定（令和5年12月閣議決定）
- 日本版DBSの創設等を行う **こども性暴力防止法**の制定（令和6年6月成立、令和8年末までに施行）

保健・福祉などの事業の実施

- 「こども未来戦略」を実現するための **子ども・子育て支援法等の改正**（令和6年6月成立）
→児童手当の抜本的拡充（令和6年10月施行）、妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付（令和7年度法制度化）こども誰でも通園制度（令和8年度全国実施）等を順次実施
- 「**保育政策の新たな方向性**」（令和6年12月）「**放課後児童対策パッケージ2026**」のとりまとめ（令和7年12月）
- 「**こどもの自殺対策緊急強化プラン**」の策定（令和5年6月）「**こどもの自殺対策推進パッケージ**」のとりまとめ（令和7年9月11日）※令和8年1月更新
- 保育人材確保及び虐待対応強化を図る **児童福祉法等の改正**（令和7年4月成立、令和7年10月等施行）

その他

- 旧優生保護法補償金等支給法の制定・施行（議員立法、令和7年1月施行）

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、2026年度、特に力を入れて取り組むべき施策の基本的方向性や具体的施策等について示す。
- こども家庭庁の発足以来3年間で、保育士等の処遇改善や待機児童の減少等の取組は着実に進展。一方、少子化に歯止めがかかっておらず、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数等は過去最多。
- 今を生きるこどもたちが自己肯定感を持つことができ、現在及び、将来にわたって自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現するとともに個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現等の少子化対策を推進する。こどものウェルビーイング向上は、少子化対策の基盤であり、社会構造・環境の様々な変化を踏まえた複合的な課題に対応しつつ、両者を車の両輪として総合的な施策を推進。

こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

1 基本的な方向性

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) こどもと子育てに関わる者の幸せな状態(ウェルビーイング)の実現 | (5) 社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援 |
| (2) こどもの命と安全・安心を徹底的に守る | (6) 企業等と連携した社会・職場環境等の変革 |
| (3) こどもへの支援行政と成育行政の連携の一層の強化 | (7) 持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保 |
| (4) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と切れ目ない支援 | (8) こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し |
| | (9) 地方公共団体との連携の強化 |
| | (10) さらなる省力化・簡素化・DXによる地方公共団体等負担軽減 |

2 具体的施策

1 健やかで質の高い成育環境の提供

- ①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
- ②いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり
犯罪・事故・虐待・災害等からこどもを守る安全基盤の整備、CDR（予防のためのこどもの死亡検証）の推進 等
- ③こども性暴力防止法の着実な施行等
- ④誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備
交通費・宿泊費支援による医療資源のない地域の医療アクセス確保、新たな給付体系の導入に向けた議論、妊婦健診における経済的負担の軽減、産後ケアの充実、出産・妊婦健診・産後ケアのサービス内容や費用等の見える化、「こどもホスピス」の普及 等
- ⑤「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進
母子保健と児童福祉、教育の連携推進、育ちを支える地域の連携体制の構築、「こども誰でも通園制度」の制度改善、地域に開かれた保育の推進、3要領・指針の告示改正に向けた一体的な検討、自然体験活動等の充実、全てのこどもに等しく質の高い育ちの環境を提供するための保育のあり方 等
- ⑥こどものための体験機会の提供
地域での体験活動の保障、児童福祉文化財の推進、自然・文化芸術等の体験機会の提供等の拡充 等
- ⑦子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策
加速化プランに基づく少子化対策の着実な実施、「共育（トモイク）プロジェクト」を通じた社会的機運醸成、地域で子育てを支える住環境の整備、子育て期の経済的負担の軽減、病児保育の充実、地域働き方・職場改革の推進 等
- ⑧こどもや子育て家庭の居場所づくりの推進
肯定的体験（いわゆる“PCEs”）増加の取組充実、放課後児童クラブの受け皿確保、年齢層に応じた居場所づくり推進 等
- ⑨学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障
次期学習指導要領に向けた検討、豊かな学びや体験の充実、放課後の体験機会の支援、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組推進 等

2 具体的施策

2 困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

① こどもの自殺対策の強化

「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026～こども・若者自殺防止総力戦略～を踏まえた地方公共団体と総力を挙げた対策推進、
「こどもの自殺対策推進パッケージ」に基づく総合的な施策推進、協議会の設置促進、ICT・AI活用検討を含む自殺リスクの早期発見 等

② 虐待防止対策体制の強化、社会的養護の充実

こども家庭センターの設置促進・機能強化、児童相談所等の相談支援体制強化、里親等委託・施設の小規模かつ地域分散化等の推進 等

③ いじめ防止対策・不登校対策の強化

校内教育支援センター等の設置促進、地域全体での支援の推進 等

④ こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化

教育・生活・食・就労・相談支援の一体的強化、就学援助や高校授業料支援等の着実な実施、ひとり親家庭等の多面的・伴走型の支援推進 等

⑤ こどもの最善の利益を確保するための離婚前後の家庭への支援

養育費・親子交流の取決めや履行確保の促進 等

⑥ 障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等

医療的ケア児、聴覚障害児等の障害児や発達に特性のあるこどもへの早期からの切れ目ない支援

⑦ 多様な背景を持つこどもたちへの支援

⑧ こどもの視点に立った切れ目ない政策の推進

こども家庭センターを中核とした多分野の機関等が連携した包括的・継続的な支援体制整備、個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討、
非常に大きなストレス（いわゆる“ACEs”）のリスク因子減少と肯定的体験（いわゆる“PCEs”）の増加を目指した分野横断的な施策展開 等

3 若者が希望を持ち選択できる環境の整備

① 若者政策の基本設計（グランドデザイン）

自律性や自己肯定感、多様な他者との関係構築も含む基本設計、ユニバーサルな居場所づくり、包括的支援モデル事例構築 等

② 若者たちの実情を知り、声を聴く取組の推進

若者10万人の総合調査、審議会・懇親会等への若者委員の登用促進 等

③ 困難に直面する若者支援の推進

子ども・若者総合相談センター等の関連機関の相互連携の強化、ヤングケアラー等の困難を抱える若者にアプローチできる体制づくり、
体験・居住支援・就労支援と連携した切れ目ない支援 等

④ 若者政策の推進

いつでも再挑戦できる社会環境の構築、高校教育改革、プレコンセプションケアの推進 等

2 具体的施策

4 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現

①国と地方の連携強化

こども政策に関する国と地方の協議の場、人口減少を踏まえた地方の子育て環境推進に向けた検討、子育ての地域間格差の解消、地方公共団体の負担軽減 等

②地方公共団体と民間団体との連携を通じた地域におけるこどもまんなかの推進等

地方公共団体と民間団体との連携、こどもまんなか社会実現プラットフォームの推進

③民間事業者等による質の高い子育て支援サービスの推進

認可外保育施設における保育の質の向上、ベビーシッターや家事支援の利用促進、小学生の居場所の多様化 等

④「こどもとともに成長する企業構想」の推進

民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための、金融機関等と連携した支援と環境の整備

⑤研究機関等と連携した、こども関連研究の推進

研究機関・研究者との連携強化を含む研究 機能・体制の強化、長期調査の推進 等

5 「こどもまんなか」を支える基盤の確保

①こどもの権利の普及啓発、相談救済機関の活動推進

経済界と連携したこどもの権利とビジネス原則の普及啓発・実践を含む、広く社会に向けたこどもの権利の周知・啓発、地方公共団体によるこどもの相談救済機関等の設置促進 等

②こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進：

「こども若者★いけんぷらす」を通じた参加機会の拡大や環境整備等の充実、地域人材の養成や好事例の横展開等による地域の取組促進 等

③こどもを支えるおとなたちへの支援

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、公定価格の見直しや事業所の運営の支援等の検討、地域区分の見直し等の検討、学校の働き方改革の加速、新たな「定数改善計画」として公立中学校35人学級等の実現、こどもに関わる専門職の育成・確保の推進 等

④こども政策DXの推進

⑤こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進

「伝える」広報から「伝わる」広報を目指したSNS内外のチャネルの積極的活用、誤情報拡大防止 等

⑥こども施策の検証・評価とこども予算の「全部見える化」

こども家庭審議会等の司令塔機能強化の方向性についての研究 等

中長期的課題となる取組

「こども家庭庁の司令塔機能の在り方について、継続的に検討。また、調査研究機能・体制の構築に向けて検討する。」

骨太の方針2026におけるこども家庭庁施策（抜粋）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 強い経済の実現

（4）人材力の強化・人材総活躍（抄）

（人材総活躍）

旧優生保護法補償金等（※1）の支給を着実に進める。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 全世代型社会保障の構築

（2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度（抄）

（医療・介護等）

医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

妊娠・出産の経済的負担軽減と安心・安全な小児・周産期医療提供体制の両立、救急医療体制の確保、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保、看取りなど人生の最終段階における適切な医療・ケア、精神医療に関する地域医療構想を踏まえた取組、訪問看護の適切な実施、中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。

医療情報化推進方針を策定し、医療機関の情報システムの刷新、特定機能病院等の緊急的な対応を含めたサイバーセキュリティ対策を進め、電子カルテ・電子処方箋の普及と情報連携、医薬品等のデータベースの構築、公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築し、切れ目なく最適なサービスを効率的に提供する。

（攻めの予防医療と疾病対策）

更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」（※2）の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等を図る。

（※1）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）に基づく補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金。

（※2）令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

骨太の方針2026におけるこども家庭庁施策（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進

少子化対策とこども・若者・子育て支援は、相互に関連するため、「こども未来戦略」等（※1）に基づき、一体的かつ総合的に、力強く推進する。こども家庭センターにおける相談支援の一元的な対応や、産後ケアをはじめとした母子保健政策を含む妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、不妊症等への支援を進める。保育料負担軽減をはじめ、幼児教育・保育の支援について、人材や財源の確保の課題を踏まえつつ検討し、取組を進める。また、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や地域区分を含む公定価格の見直し、幼児教育・保育に係る要領等の共通化、こども政策DXを進める。仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシッター・家事支援サービスの利用促進、企業等の活力も活かした放課後の居場所や病児保育などの充実、子育て世帯向けの住宅供給の促進など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。企業の支援と成長の好循環を創出するため、「こどもとともに成長する企業構想」（※2）を推進する。

こども・若者の命と安全を守り抜くため、地方公共団体との連携の下、協議会（※3）の設置促進やICT・AI活用の在り方の検討など、抜本的な支援体制の強化を主導し、こども・若者の自殺対策のギアを一段上げる（※4）。また、こどもを性暴力から守る措置を着実に講ずる。多様なリスクからこどもを守るため、G7の合意等も踏まえ、関係省庁が連携し、青少年インターネット環境整備法（※5）改正案の次期通常国会への提出等を目指す。

若者が希望を持ち選択できる環境の整備のため、大規模調査を踏まえた若者政策の基本設計を行い、地域での包括的なモデル事業の創設や全てのこどもの豊かな体験機会の充実に取り組む。「強い経済」の実現により子育て世代の所得を増やす。審議会委員への登用等、若者が参画した政策実施を推し進める。

逆境からこどもを守り抜くための支援を強化する。潜在的に支援が必要なこども等の情報を早期に把握できるようにするとともに、居場所づくりを進め、こどものいる貧困世帯、ひとり親家庭や離婚前後の家庭（※6）、ヤングケアラー、困難な状況にある妊産婦の支援、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策、里親委託を含む社会的養護や特別養子縁組、発達障害児・医療的ケア児等の障害児支援やインクルージョン、多様な背景の児童への取組、こどもの死亡検証を推進する。

国と地方の連携、財政力の低い地方公共団体への支援を強化する。研究機能を強化し、予算執行を「全部見える化」し、国民の理解を得ながら政策を進めるよう努める。

（※1）令和5年12月22日閣議決定。なお、あわせて、「こどもまんなか実行計画2026」（令和8年6月9日こども政策推進会議決定）に盛り込まれた各種施策を推進する。

（※2）民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組めるよう支援と環境整備を行う構想。

（※3）自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第64号）により法定化（令和8年4月1日施行）。

（※4）「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）の早期の見直しを含む。

（※5）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）。

（※6）共同養育計画の作成の促進や養育費・親子交流の履行確保等の支援を含む。

こども政策の全体像
～結婚・出産・子育ての希望とこどもの健やかな育ちを実現する施策～

個人の結婚・出産・子育ての希望の実現
少子化対策

こどもの健やかな育ちの実現
こども・子育て施策

少子化傾向に歯止めがかかっていない

出生率↓(R6:1.15→R7:1.14)
出生数↓(R6:686,173人→R7:671,236人)
婚姻数↑(R6:485,092組→R7:489,119組)

こども・子育て家庭を取り巻く環境が厳しい

・自殺者数↑(R7:538人)／不登校↑(R6:約35万人)
・いじめ重大事態↑(R6:1,404件)
・児童虐待相談→(R5:約22.5万件→R6:約22.3万件)
・「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」83.1%

相互に関連

子育ての経済的・身体的・精神的負担

子育てしづらい社会環境・意識・雰囲気
仕事と子育て「両立コース」の増加、難しさ

孤独な子育て・地域のつながり希薄化・困難に直面するこども・家庭

ライフプランの
多様化、結婚
観等の変化

若い世代の
所得・雇用

若年世代が希望
する将来設計を
追求できる社会
の構築

・若者10万人調査
・結婚支援
・ライフデザイン支援
・プレコンセプション
ケアの推進
・卵子凍結の知見
収集や知識普及等
の環境整備

こども未来戦略

若い世代の
所得向上
(賃上げ等)

加速化プラン

(R6～R10年度完了(集中取組期間:R6～R8年度))

・児童手当の拡充
・多様な支援ニーズへの対応
・妊娠期からの相談支援(貧困、虐待、障害児、医療的ケア児)
・こども誰でも通園制度
・共働き・共育ての推進等
・保育・幼児教育の質の向上

若者や女性にも選ばれる地方づくり、
子育てとの両立を可能とする更なる働き方・職場環境改革、
こどもにやさしい企業の評価指標・見える化

いじめ、不登校対策

ひとり親家庭の就労支援
地域で官民が連携したこ
どもケアの推進
発達に特性あるこどもの
調査研究・支援

青年期の若者への支援等

若者社会参画・社会の気運醸成・こどもの権利

客観的な定量目標(KPI・参考指標)を設定し、PDCAを推進 → ワイズスパンディングを徹底

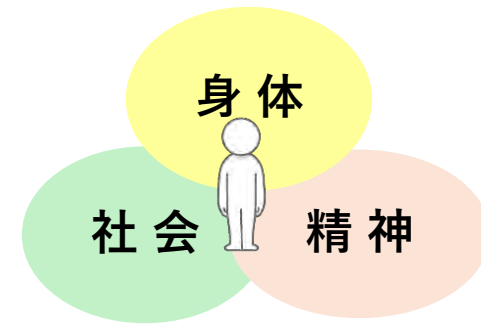
出生率・希望出生率
・婚姻数等

こどものウェルビーイング指標等

(例:身体的健康(3位/41か国)・精神的幸福度(32位/36か国)(ユニセフ調査)、「こども大綱」の数値目標(「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」という人の割合等)・指標等)

こどものウェルビーイングとは…

⇒こどもが**身体的・精神的・社会的**に
将来にわたって幸せな状態



ユニセフの「ユニセフこどもの幸福度報告書」(2026)より

項目	順位/国数	項目の構成指標
身体的健康	3位/41カ国	・ 5～14歳の死亡率 ・ 5～19歳の過体重の割合
精神的健康	32位/37カ国	・ 生活満足度が高い15歳の割合 ・ 15～19歳の自殺率

精神的幸福の向上には…

- 「非常に大きなストレス体験」(ACEs※)の**予防**
- 「肯定的な体験」(PCEs※)の**増加**

⇒上記の**一体的な支援施策**を行うことが**重要**

※ACEs…こども期の逆境体験
PCEs…こども期の肯定的体験

ACEs及びPCEsの取組を連携させ、それぞれの施策を一体的に推進していくことが重要

(具体例)

- ・ こどもや子育て家庭を包括的に支援する体制づくり
- ・ 居場所を通じたこども・若者の地域社会とのつながりづくり
- ・ 肯定的な体験機会の増加 等

若者10万人の総合調査（概要）

- 若者は、社会的自立に向けた重要な移行期にあるものの、年齢により支援が途切れやすいなどにより、孤独・孤立に陥りやすいこと等が指摘されている。
- 若者の実態を踏まえた若者施策の充実に向けて、まずは、若年世代の状況を大規模・包括的に把握。

<調査方法>

- ① **ウェブアンケート調査** : 15歳～39歳の若者10万人を対象
(令和8年5月20日～)



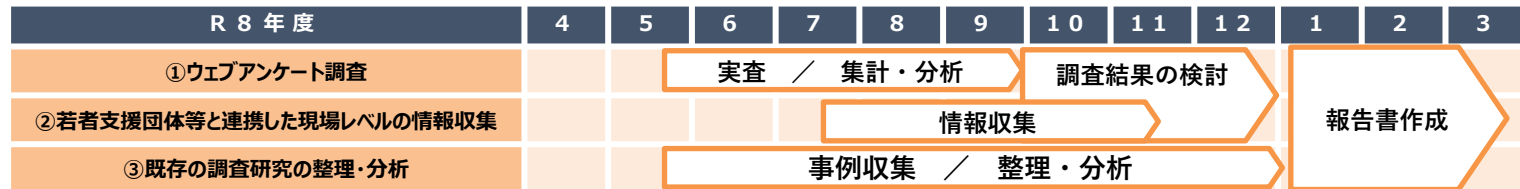
※アンケート調査項目の検討過程では、有識者、若者支援団体等及び「こども若者★いけんぶらす」でこども・若者の意見を聴取。
※なお、より多くの若者の声を聴取する観点から、「こども若者★いけんぶらす」でもアンケート調査を実施。

- ② **若者支援団体等と連携した現場レベルの情報収集**
: NPO法人等の支援を受けている者を対象

- ③ **既存の調査研究の整理・分析**
: 過去における諸外国の事例等を整理・分析



<今後のスケジュール>



<主な調査項目>

困っていること・知りたいこと

人間関係や就職活動等の具体的な場面での困り事や知りたい事を把握

体験活動

これまでに経験した体験や児童期の体験と、青年期以降の自己肯定感や生活満足度との関連を把握

社会参画への意識

社会参画への意識及び経験を把握し、社会参画と自己肯定感や生活満足度との関連を把握

精神的健康

メンタルヘルスが悪化している方とそれ以外の方との意識の違いを把握

SNSの利用

ポジティブ(他者とのつながり等)とネガティブ(メンタルヘルスの悪化等)の両面からSNS利用に対する意識を把握

公的支援に繋がらない背景

困難に直面していても公的支援に繋がらない背景を捉えるため、支援に対する認識や頼れる場所・情報源等を把握

多様な若者の実態

多様化したライフコースを歩む若者ごとの実態を把握

結婚・出産に対する意識

結婚への意欲や障壁、希望のこども数やこどもを持った理由、今の生活で優先することを把握

アウトリーチ型支援

行政機関が積極的にアウトリーチ型の支援を実施することに対する認識を把握

社会的養護経験者の実態

児童福祉施設等の社会的養護経験者とそれ以外の者との意識の違いを把握

「こどもまんなか社会」の実現にはまだ多くの課題

- 「こども未来戦略」等でこども政策は着実に拡充、他方、こども・若者の状況は依然として厳しい(こどもの自殺者数が過去最多等)
- 少子化傾向にも歯止めが掛かっていない
- 国民の認識調査でも「こどもまんなか社会に向かっている」と思う人の割合は19.2%にとどまっている状況

「こどもまんなか社会」の実現に必要な要素

- 賃金・所得、こどもの貧困解消は「こどもまんなか」の最重要基盤
- データからは、行政主体の福祉の提供等にとどまらず、企業の職場環境や地域の生活環境の变革が重要であることが明らか
- 地域や家族等との関係性、SNS等の社会環境変化でニーズの多様化と新たな課題 → 官民連携含め新たなアプローチが必要

行政だけではカバーできない企業活動が密接にかかわる要素が多く、企業活動や企業と民間団体との連携が重要

「こどもまんなか」(社会的価値)へのインパクト

「こどもまんなか」(社会的価値)に重要なインパクト
自社の強みや特性を活かした取組が重要

- 国民意識調査データで、職場環境や地域での生活環境など、企業の活動に密接なテーマがニーズの最上位
- 社内環境整備、顧客や地域社会に向け(社外向け)の両面で「こどもまんなか」に重要な効果
- 特性活かし、行政にない独自の価値を提供
- 取組は幅広く、既存制度で捉え切れない活動も「こどもまんなか」の重要要素に
- 取組は社内全般に影響し、こどもを持つ・持たないにかかわらず、すべての働く人の環境に効果
- 例えば、若者政策で企業の対応や取組は重要な役割
- 新たな課題には機動的で果敢な対応:「こどもまんなかアントレプレナリシップ」が重要、企業・民間団体連携が必要

企業における 「こどもまんなか」取組

「企業価値の向上」(企業経営)へのインパクト

企業価値向上の重要な要素で、市場評価にもプラス
「こどもまんなか」の取組は企業のバリューセンター

- 「こどもまんなか」取組は社内・地域等での「人への投資」、「将来世代との対話(FR:Future Generations Relations)」とともに、企業経営の根幹的なアジェンダ
- コストではなく、企業価値につながる「バリューセンター」と位置付けることが重要
- 金融データでの分析結果: 取組企業は市場平均より企業価値(収益・人材確保・市場評価)がいずれも高い
 - ・ 中小企業では利益成長率が市場平均の約2倍
 - ・ 収益性の影響は、子育て支援認定の「取得後」に発現
 - ・ 社外((顧客や地域社会等)向け)の取組を行う企業は、大企業で約2~3倍、中小企業では約4倍の当期純利益
 - ・ 取組を行い情報開示を行う企業は、離職率が10~20%低い
 - ・ 投資家評価(「格付け」「PBR」「ROE」)いずれも取組企業が高い

「こどもまんなか」と「企業価値」の両面から、拡大・深化が重要

7つのポイント

1. 「こどもまんなか」(社会的価値)の優先課題的確な把握
2. こども・若者の視点、継続的な対話と意見反映、参画機会の重視
3. 課題発見や問題解決における各社それぞれの強みの活用
4. 経営方針や経営戦略におけるBwKの位置付けの明確化
5. 各社の取組と企業価値向上とのつながり明確化
6. 地方自治体や民間団体など地域関係者との連携・協働
7. 取組情報の対外的な開示

その他推進にあたっての留意点

- こども・若者・子育て当事者の視点を本施策の推進にあって組み込むこと
- 継続的で明確な政策推進
- 各分野の政策課題での積極活用
- その他の民間連携施策との一体的推進
- データを重視した継続的な調査研究

今後の取組方策

環境整備、フレームワーク

ガイドラインの策定(企業向け&金融機関向け)

官民「こどもまんなかの課題」共有枠組みの設定

- 課題の明確化と民間への情報共有
- 企業経営者の現場理解の機会提供 等

評価・認定、表彰(アワード)などの取組

- 単に個別行為(取組)評価ではなく、社会環境を形成する企業全体の姿を捉えた多軸的評価を重視
 - プロセスでのこども・若者視点の重視
 - 経営との関係(経営方針・戦略との関係明確化)
 - 情報公開・開示
 - 地域のステークホルダーとの協働
 - 各社の創意工夫や多様性を尊重する視点 等

企業情報の開示における明確化

こどもの権利とビジネス原則(CRBP)の推進

- 一定の事業領域・業界を対象の指針の策定
- CRBPへのコミットメント促進

対話の深化と情報発信、ニーズと企業のマッチング

- 対話の深化(率直な官民対話の機会の創設、コミュニティ形成、情報提供プラットフォームの構築、関連するスタートアップとの対話強化)
- 地銀による「こどもまんなか仲介機能」の発揮
- インセンティブにつながる戦略的広報 等

インセンティブ、支援

4つのコミットメント - 支援の基本原則

- ①適切な水準の賃金
- ②柔軟な働き方、共働き・共育て推進
- ③こどもの権利とビジネス原則の尊重
- ④本業を通じたこどものウェルビーイングの向上

- 取り組みに挑戦する過程の段階から積極的な評価

インセンティブ施策

- 採用市場での評価・認証結果の活用
- 国の公共調達での加点措置
- 税制上の対応の検討

中小企業等への支援※令和8年度より補助制度創設

- 地域金融機関と連携した中小企業支援
 - 「こどもまんなか」への経営レベルのコミットメント
 - 地域金融機関自身の働き方改革
 - コンサル等の取引先企業等への立ち上げ・伴走支援
 - 「こどもまんなか」ファイナンスによる金融面での支援
 - 「こどもまんなか仲介機能」の発揮 等
- グループ企業型、業界型の支援パターン 等

こどもまんなかファイナンス(本業での「こどもまんなか」)

- こどもまんなか・リンク・ローン
- リスクマネーの重点的な供給、インパクト投資
- 「こどもまんなか」視点の資本市場活性化
(NISA、機関投資家の「こどもまんなか」企業への投資拡大)